# 消防

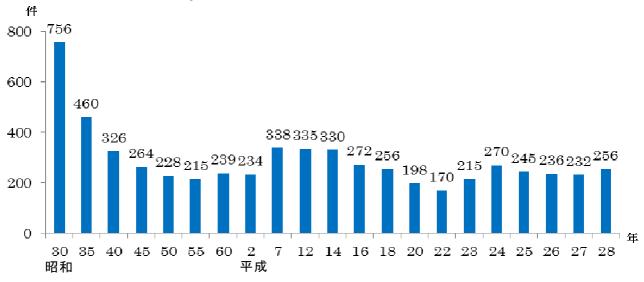
## 1 京都消防の概要

本市では、昭和 23 年の自治体消防発足以来、「火事のない京都」を目指して市民の防火意識の向上と自主防火の実践を促進してきました。昭和 31 年には、人災である火災は必ず防ぐことができるという確固たる信念の下、「無火災都市宣言」をして火災予防に取り組み、今日では大都市の中で人口 1 万人当たりの火災件数が最も少ない都市の 1 つとなりました。しかしながら、東日本大震災や熊本地震をはじめ、近年の気候変動の影響による豪雨や土砂災害などの自然災害、平成 28 年 12 月に糸魚川市において発生した大規模火災など、全国各地で様々な熊様の災害が発生しています。

このように多様化する災害や、高齢化等の進展に伴い増加の一途をたどる 教急需要に迅速、的確に対応できるよう、消防・救急体制の強化を図ること に加え、平成29年4月には地域防災の要である消防団の更なる充実強化を図 るため、局本部に「消防団課」を新設しました。消防団や自主防災組織と共 に防火・防災に取り組む「地域密着型の消防」を着実に推進し、市民の皆様 はもとより、国内外から京都を訪れる観光客の皆様など誰もが、災害に強く 安心を実感できる「安心都市・京都」の実現を積極的に推進しています。

- 消防機関(平成 29.4.1 現在)
  消防局本部 1 消防署 11 消防分署 1 消防出張所 36
  消防学校 1 消防活動総合センター1 京都消防ヘリポート 1
  市民防災センター1
- 消防職員の定員と現在員(平成 29.4.1 現在)
  定員 1,830人(初任教育生 35 名を除く。)
  現在員 1,645人(初任教育生 35 名及び再任用職員 117 名を除く。)
- 消防機械(平成29.4.1 現在)
  消防用自動車123台 救急用自動車48台 その他の車両114台
  ヘリコプター2機

#### 火災発生件数の推移



## 2 消防団の活動

京都市の消防団は、各行政区に設けられ、消防局との力強い連携により、 火災、震災その他の非常災害時における警戒防御活動を行うとともに、市民 の皆様の防火・防災意識と災害対応力を高めるため昼夜を分かたず活動して います。

#### (1) 消防団の現状 (平成 29.4.1 現在)

分団数 224 分団 消防団員数 4,343 人 (定員 4,970 人)

#### (2) 平常時の活動

地域の防火・防災リーダーとして、自主防災組織など地域住民の災害対応力を向上させるために指導や訓練を行うとともに、地域の訪問防火指導や巡回パトロール等を実施し、火災予防の推進活動を行っています。また、各消防団に設置されている応急救護分団は、大規模事業所等に対する応急手当の普及啓発活動を行っています。

#### (3) 災害時の活動

#### ア 火災現場活動

火災現場では、警戒区域の設定と群衆整理、人命救助と避難誘導、物件の搬出と保護、飛火の警戒、消火活動の支援、鎮火後の警戒などを行います。また、火災の状況により配置器材を活用した消火活動等を行って早期鎮圧を図り、消防隊到着後は協力して一体的な活動を行います。

### イ 震災その他の非常災害時の活動

阪神・淡路大震災を契機に市内の全消防団に配置した小型動力ポンプ や救助器材などを活用して、震災その他の大規模な災害時に消火活動や 救助活動を行います。また、応急救護分団は、負傷者等の救護活動を行い、機甲分団は重機を活用した人命救助活動を行います。

### 3 消防の広報・広聴

市民の皆様と共に、消防防災行政を推進するため、日頃から「市民の声」 に耳を傾け、市民の皆様が知りたい情報、暮らしの安全確保に役立つ情報等 の提供に努めています。

平成 25 年 10 月からは消防局フェイスブック及びツイッターを開設し、タイムリーな情報発信を行っています。また、消防局ホームページでは、平成27 年 5 月からは災害情報自動案内システムを運用し、災害発生場所等の案内も行っているほか、当局の年報誌「京をまもる」の廃止に伴い、平成 29 年 8 月末から「京都市消防局 年報と記録」として内容を充実させた事業概要や統計等の掲載を開始しています。

そのほか,市民しんぶんや報道機関を通じた広報活動,ポスターや防火回覧板等を活用したきめ細やかな防火防災情報の発信を行うとともに,消防の相談電話や E メール,防火防災指導等の機会を通じて市民の皆様から寄せられる問合せ等に対応しています。

# 4 地域の自主的な防火・防災活動

自主防災組織は、地域の住民が「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という精神の下、一体となって地域防災力の向上に努めています。

消防局においても、自主防災組織の訓練指導をはじめ京都市市民防災センターや、京都市消防活動総合センターでの体験学習の推奨など、市民の防災に関する知識の普及及び技術の向上並びに防災意識の高揚を図るとともに、災害時に市民が活用するための防災器材を配備するなど、地域の災害対応能力の向上を図っています。平成12年度から、住民自らが地域(町)ごとのきめ細かい自主防災体制を構築する「身近な地域の市民防災行動計画づくり」

を推進してきました。

平成27年度からは、平成25年の台風18号による豪雨災害などを教訓として、各災害(地震、水災害、土砂災害)の避難行動について更に検討を行い、地域の実情に応じたより実効性の高い学区ごとの防災行動マニュアルの策定を推進しています(平成27年6月末時点で予定数の96%策定)。策定後も、防災訓練等を通じて必要な見直しや検証を行い、充実を図っています。

## 5 市民生活の安全を守る

### (1) 住宅防火対策の推進

京都市内の過去 5 年間の火災を見てみると、一般住宅や共同住宅、併用住宅等からの「住宅火災」が建物火災の 64%を占めています。

住宅火災の原因では、放火(疑いを含む。)によるもののほか、たばこや こんろなど、取扱者の不注意によるものが多く発生しています。

こうした火災を防ぐため、消防職員が訪問防火指導や自主防災会等を対象とした防火防災行事の機会を活用し、情報提供を行うなど、適切な指導に努めています。また、消防法令により設置が義務付けられている住宅用火災警報器の未設置世帯への指導や、設置後の維持管理について継続して指導を行っています。

さらに、放火火災の減少を図るため、毎年 11 月 11 日を放火火災予防デーと定め、市内全域で放火防止に係る一斉行動を実施しています。

また,市民が主体となり,地域,事業所及び関係機関と一体となった放 火対策プロジェクトを推進しています。

# (2) 自力避難が困難な方に対する防火安全指導

高齢者や身体に障害のある方など災害時に自力での避難が困難な方に対し、出火防止について指導するとともに、防炎品の普及や住宅用火災警報器、簡易自動消火装置等の住宅用防災機器の設置促進を図っています。

火災に早く気付くため緊急通報システム(あんしんネット119)へ連動する住宅用火災警報器の設置や、119番通報については、消防ファクシミリ、京都市Web119による通報体制を確保し、避難については、近隣住民や自主防災組織との地域ぐるみの避難救出体制の構築など、防火安全対策を進め

ています。また、ホームヘルパーなどの福祉関係者を対象に、高齢者や身体に障害のある方と接する際に、防火、防災、救急事故防止の助言をしていただく「安心アドバイザー研修」を行っています。

## (3) 事業所の防火防災対策

### ア査察

百貨店、ホテル、病院、工場等の事業所は、一旦火災が発生すると、人的、物的ともに大きな被害が出るおそれがあるため、防火管理体制の確保や、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備等の設置が消防法令で義務付けられています。これらの遵守状況について、査察員が、消防法令に基づいて事業所その他の関係ある場所に立ち入り、検査し、消防法令の違反に対する是正指導を行っています。さらに、防火管理者や防火責任者を中心とした防火管理体制や自衛消防体制を確保するよう指導しています。

### イ 防火管理

一定規模以上の事業所については,防火管理者が中心となって,火災を出さないための日常点検や,出火したときの被害を軽減するための自 衛消防組織の確保など,防火管理体制を整えるよう指導しています。

#### ウ 防災管理

一定規模以上の事業所については,防災管理者が中心となって,大規模地震等の災害発生時に,通報連絡,救出救護活動,避難誘導等に当たるための自衛消防組織の確保など,被害を軽減するための防災管理体制を整えるよう指導しています。

#### エ 安心安全情報の発信

利用者や市民に消防局ホームページを通して安心安全情報を提供しています。

#### (7) 違反公表制度

宿泊施設など不特定多数の方が利用する施設や、社会福祉施設など 一人で避難することが難しい方が利用する施設において、重大な消防 法令違反(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設 備の未設置)がある場合、その建物の所在地、違反内容等をお知らせ しています。

## (イ) 命令を受けている対象物の公表

消防機関が立入検査により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、その改修等の命令を発した場合には、命令を行い、公示している建築物等の所在地、名称等をお知らせしています。

## (ウ) 防火基準適合表示制度

旅館・ホテル等の関係者からの申請に基づき、消防機関が審査した 結果、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する審査の基準に適合 していると認められた建物に対し、消防機関から表示マークを交付す るとともに、その建物の所在地、名称等をお知らせしています。

### (4) 文化財の防火防災対策

本市には、世界文化遺産をはじめ国宝、重要文化財など各時代を代表する優れた文化遺産が数多くあります。これらの文化財を火災等の災害から守るため、文化財保護関係機関と連携を密にし、「文化財市民レスキュー体制」の育成指導、「文化財防災マイスター」の養成等、文化財関係者や市民と一体となった文化財の防火防災対策を積極的に進めています。

#### (5) 消防用設備等の設置指導

消防法等では、一定規模の防火対象物の関係者に対し、その用途、構造、 規模に応じた消防用設備等の設置及び維持管理を義務付けています。建築 物の計画・設計時の事前相談、設置指導、完成検査の実施により、適正な 消防用設備等の設置を図るとともに、点検結果報告等を通じて適正な維持 管理の指導に努めています。

## (6) 建築物の指導

建築確認を行う際には、消防長又は消防署長の同意が必要であり、防火 上・避難上の支障の有無について審査しています。

また,用途や規模によっては,立入検査等の機会に指導を行い,建築物の安全化に努めています。

#### (7) 危険物の取扱いに係る安全指導

危険物施設の許可に際しては,消防法令に規定する技術基準の適合性を 審査し,完成検査を行い,安全な施設となるよう設置指導を行っています。 また,既存の施設に対しても適正な維持管理を指導するほか,危険物取 扱者等の保安意識の向上を図っています。

### (8) 火薬類の取締り

火薬類取締法では、火薬類の取扱い全般について、製造から廃棄に至るまで規制をしています。火薬類の許認可に際しては、技術基準の適合性を審査し、完成検査により施設の安全性を確保するほか、保安検査により維持管理の確認も行っています。火薬類による災害の発生を防止し、公共の安全を確保するため、京都府公安委員会をはじめとする各機関と連携し、適正な火薬類の取締りに努めています。

### 6 災害から市民を守る

#### (1) 消防体制

災害出動については,災害の種別と状況に応じた出動計画に基づき,災 害現場から直近の部隊をコンピューターにより瞬時に選定して出動させる ことにより,現場到着までの時間短縮を図っています。

平成27年度から運用開始した新たな消防指令システムを活用し,災害現場から指揮者がタブレット端末等により,部隊の活動状況や災害現場の映像を消防指令センター等に伝送して,情報を共有し,人命救助,消火,延焼防止など,被害軽減のための迅速,的確な防御活動を展開しています。

また,災害の規模や状況により,消防航空隊を出動させ,地上の部隊への情報提供を行うとともに,総合的な指揮機能と高度な救助能力を併せ持つ本部指揮救助隊(スーパーコマンドレスキューチーム)を出動させ,大規模災害や特殊災害発生時における的確な情報処理や指揮統制を行っています。さらには,近年多発している水災害への体制強化として,水災害対応訓練施設や都市型水害対策車を運用し,多様化する災害に応じた防御活動を効率的かつ安全に行うための体制を確立しています。

#### (2) 救急体制

平成28年10月に新たに配置した梅津救急隊を含め、市内に31隊の救急隊を配備し、市民からの救急要請に対応しています。また、山間部や遠隔地における傷病者については、消防ヘリコプターによる救急活動を実施し、

迅速に対応しています。

傷病者を医療機関に搬送するまでの間に、救急救命士が実施できる救急 救命処置の範囲については、順次拡大されており、平成 16 年 7 月から気管 挿管、平成 18 年 4 月から薬剤投与、平成 26 年 4 月から心肺機能停止前の 重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例 へのブドウ糖溶液の投与を実施することが可能となりました。

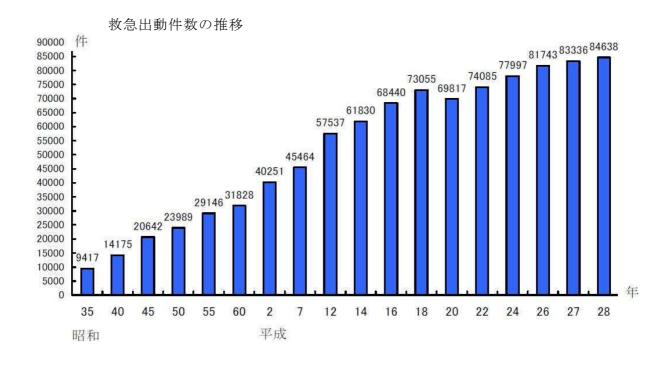
本市ではこれらの処置を実施できる救急救命士を順次養成しており、市内全ての救急隊に救急救命士を配置するとともに、医師による医学的な観点から救急救命士等が行う救急救命処置等の質の確保及び評価を行うメディカルコントロール体制の下、救命効果の更なる向上に取り組んでいます。

また、京都市市民防災センターや市内各消防署において、多くの市民の皆様に対して AED の取扱いを含めた救命講習を開催するなど、いざというときに応急手当のできる人づくりに取り組んでいます。

平成20年8月には応急手当の普及啓発やAEDの設置をより一層推進するため、市内事業所の自主的なネットワーク組織として「安心救急ネット京都」が設立され、平成22年3月には増加する救命講習への対応や大規模災害時等の救護活動を目的に応急救護分団が設立されました。

また、平成24年1月には、多くの市民や観光客が訪れる観光地で急病人やけが人が発生した場合に、応急手当や119番通報等を円滑に実施していただくため、土産物店、商店街、コンビニエンスストア等の事業所を「安心救急ステーション」として認定する事業を開始しました。

さらに、平成24年4月から小学5・6年生を対象とする救命入門コース 及び小児・乳児・新生児を救命対象とした普通救命講習を開始し、若年層 をはじめとした、より幅広い世代への応急手当の普及啓発を推進しています。



### (3) 救助体制

火災現場で逃げ遅れた人や交通事故により車両に閉じ込められた人などの救出に当たるため、救助活動に専従する 6 隊の救助隊と救助活動を兼務する 6 隊の消防隊に様々な救助器材を装備し、市内の各消防署に配置しており、市内各地域において救助事案に即応できる体制をとっています。

さらに、より高度な救助能力を持つ本部救助隊(スーパーレスキュー)を配置しており、電磁波探査装置等の高度探査装置や悪路においても走破性の高い小型の救助工作車、NBC 災害に対応する特殊災害対策車等を配備し、特殊で困難な救助活動にも対応できる体制を整えています。

このほか,国内で大規模な災害が発生した場合には緊急消防援助隊を, 海外で緊急援助活動が必要な大災害が発生した場合には国際消防救助隊を それぞれ派遣する体制を整えています。